

ニットけんぽ

令和8年
春号

東京都ニット健康保険組合

東京都墨田区両国4-25-12 TEL 03(3626)1400 FAX 03(3626)8230

<https://www.knitkenpo.jp>

ニットけんぽ 検索

令和8年度 事業計画と予算

一般勘定

令和8年2月20日開催の第152組合会において、令和8年度の予算が可決承認されました。

組合会では、健康保険料率について、10%から9.9%へ引き下げることによって可決・承認されています。しかし、健保組合の主な収入源である保険料は、被保険者数・標準報酬月額ともに増加していることなどから前年度比で2081万円増となる28億6807万円を計上しています。

一方支出は、皆様の医療費を負担する保険給付費が高齢化および医療の高度化などから前年度比で8693万円の増となる18億3047万円を計上しています。高齢者医療制度にかかる納付金は、1億2160万円の減となる10億9557万円を計上しています。皆様の健康づくり事業にかかる保健事業費は、前年度比1606万円の減となる8670万円を計上しています。

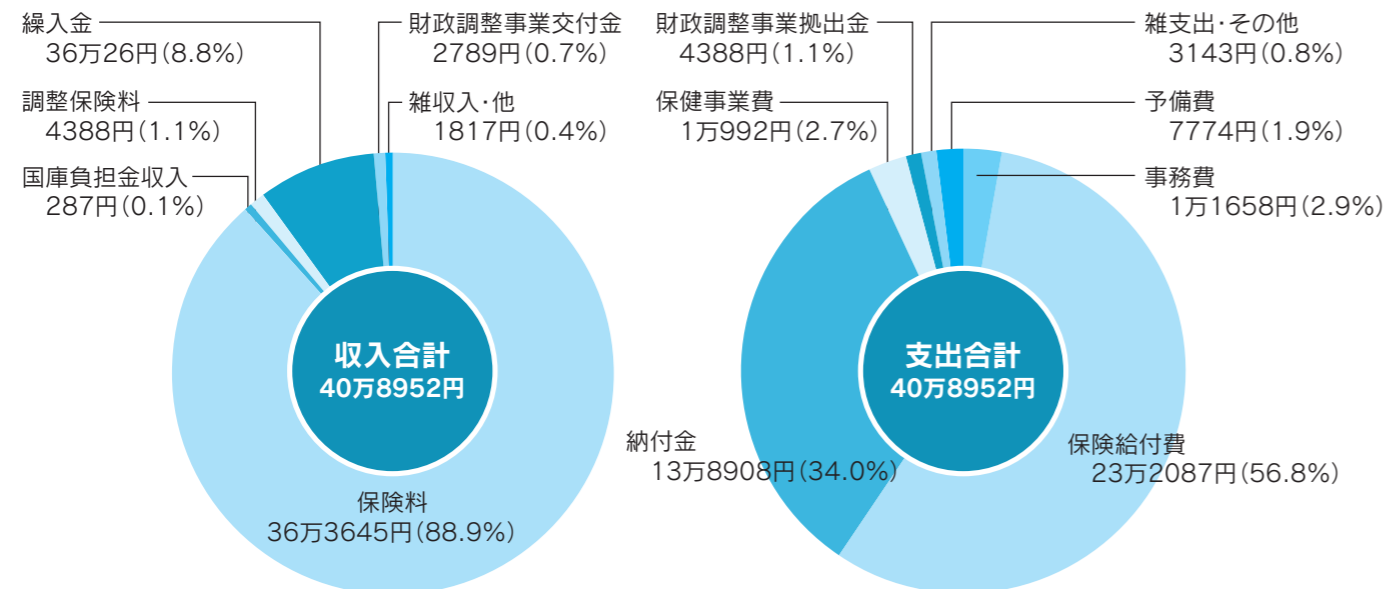
この結果、令和8年度の予算は経常収支で2億4483万円の赤字となりました。

厳しい財政状況ではございますが、当組合では、被保険者とそのご家族の一人一人が「すこやかな毎日

を送り、企業活動に従事できる」ことを使命として、保険給付や疾病予防、健康の保持増進を図ることに務めてまいります。

本年度も引き続き「第三期データヘルス計画」を策定し、企業と一体となって健康管理を進める「コラボヘルス」や業務における適正な届け出事務の実施を行ってまいります。

皆様におかれましても、特定健診・保健指導をはじめ当組合が実施する健診事業を活用され健康にご留意いただきますようお願い申し上げます。



令和8年度収入支出予算概要表（一般勘定）

収入

科目	予算額(千円)
保険料	2,868,066
国庫負担金収入・他	2,267
調整保険料	34,608
繰入金	284,138
財政調整事業交付金	22,000
雑収入・他	14,321
合計	3,225,400
経常収入合計	2,884,650

支出

科目	予算額(千円)
事務費	91,948
保険給付費	1,830,471
納付金	1,095,571
保健事業費	86,697
財政調整事業拠出金	34,608
雑支出・その他	24,795
予備費	61,311
合計	3,225,401
経常支出合計	3,129,479

予算基礎数値（一般勘定）

被保険者数	男 3,885人 女 4,002人 計 7,887人
平均標準報酬月額	男 345,180円 女 221,721円 計 282,540円
保険料率(調整保険料含む)	99/1000
事業主	49.5/1000
被保険者	49.5/1000

介護勘定

令和8年度の介護納付金は前年度予算比269万円減となる3億1261万円を計上しており、準備金保有率は476.93%となっています。こうした状況から、保険料収入を超えた分は積立金から33万円を繰り入れ、令和8年度の保険料率は1.7%から1.64%に引き下げることとしました。



令和8年度収入支出予算概要表（介護勘定）

収入

科目	予算額(千円)
介護保険収入	312,614
雑収入	327
合計	312,941

支出

科目	予算額(千円)
介護納付金	312,645
介護保険料還付金	1
予備費	295
合計	312,941

予算基礎数値（介護勘定）

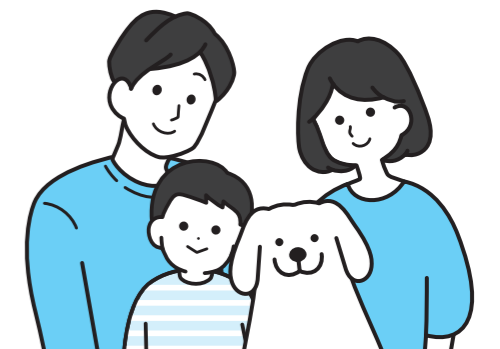
介護保険第2号被保険者数	5,132人
平均標準報酬月額	308,670円
総標準賞与学	1,929,758千円
保険料率	16.4/1000
事業主	8.2/1000
被保険者	8.2/1000

子ども・子育て支援金

子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、本年4月から子ども・子育て支援金制度が始まりました。これに伴い、4月から（徴収は、5月分給与から）全健康保険加入者が一律に0.23%の支援金を負担することとなります。

当健保組合では、令和8年度子ども・子育て支援金を5872万円と見込んでおり、対する子ども・子育て支援金収入を6744万円と見込んでおります。

※子ども・子育て支援金制度について、詳しくは裏面の記事をご覧ください。



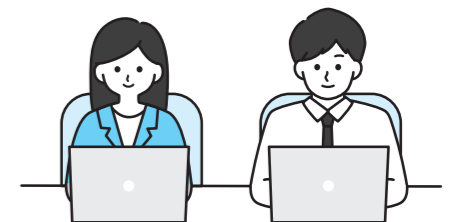
令和8年度収入支出予算概要表（子ども・子育て支援金）

収入

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援金収入	67,435
雑収入	3
一般勘定受入	1
合計	67,439

支出

科目	予算額(千円)
子ども・子育て支援納付金	58,718
子ども・子育て支援還付金	1
予備費	8,720
合計	67,439



※裏面も大切なお知らせがありますのでご覧ください。

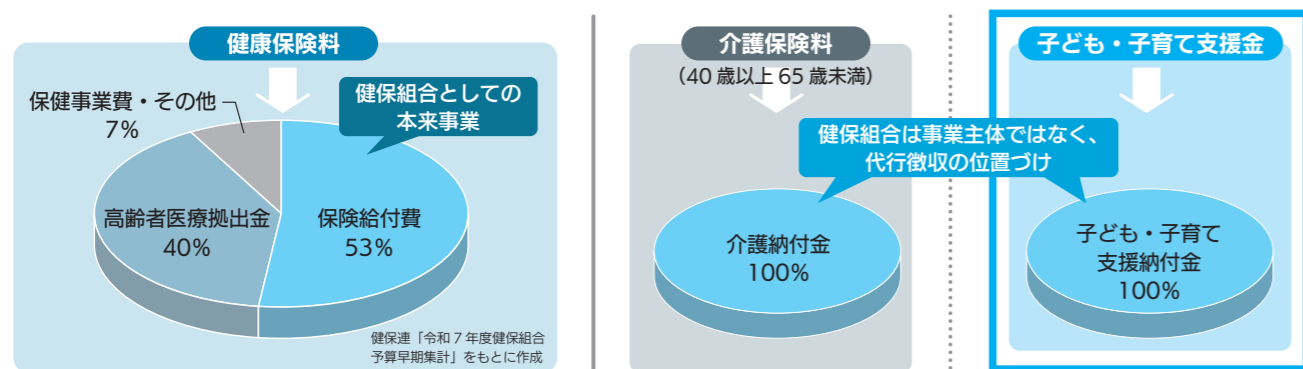
3つ目の保険料、はじまる “子ども・子育て支援金”

社会全体で子ども・子育て世帯を支援するため、令和8年4月分保険料（5月給与控除分）から、子ども・子育て支援金の徴収がはじまります。みなさんは、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

3年間で段階的に構築する少子化対策のための特定財源

子ども・子育て支援金は、社会連帯の理念を基盤として、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯のしくみです。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築される少子化対策のための特定財源で、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度など法律で定められた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てられます。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請で健保組合も担うことになりました。ただし、介護保険と同様、健保組合は事業主体でないため「子ども勤定」が創設され、徴収した子ども・子育て支援金はそのまま国へ納めることとなります。



被用者保険には一律の保険料率が設定される

被保険者と事業主は、令和8年4月分保険料から、健康保険料、介護保険料（40歳以上65歳未満）に加え、子ども・子育て支援金を負担することになります。

その支援金率は、国から被用者保険（健保組合、協会けんぽ、共済組合）一律で示され、原則として被保険者と事業主で折半負担します（任意継続被保険者は事業主分も負担します）。令和8年度の支援金率は0.23%（被保険者負担分0.115%、事業主負担分0.115%）となります。

また、子ども・子育て支援金は、健康保険料、介護保険料と同様、賞与からも徴収されます。

子ども・子育て支援金は以下の事業に充てられます

総額3.6兆円規模のこども未来戦略「加速化プラン」のうち、1兆円程度（令和10年度以降）が子ども・子育て支援金で確保されます。

児童手当の抜本的な拡充

令和6年10月から、所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額

妊婦のための支援給付

令和7年4月から、妊娠申請時5万円、出産届出後1人につき5万円の経済支援

こども誰でも通園制度

令和8年4月から、月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能なくみを創設

出生後休業支援給付

令和7年4月から、子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付を創設

育児時短就業給付

令和7年4月から、2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の最大10%を支給

国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

令和8年10月から、自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除

5日以内に

異動届の提出をお忘れなく!

これまで被扶養者だったご家族が就職したり、収入が増えたりすると、扶養を外す手続きをする必要があります。

被扶養者の要件を外れたら、**5日以内に健保組合に「異動届」を提出**してください。



異動届を出さないと...

異動届を出さずに病院などで健康保険を使ってしまった場合、被扶養者でなくなった日（資格喪失した日）にさかのぼって医療費を返還していただきます。

被扶養者を外れるとき

就職したとき

被扶養者が就職して就職先の医療保険に加入した。

パートやアルバイト先で被保険者になったとき

下記の要件をすべて満たし被扶養者がパートやアルバイト先で被保険者になった。



- 1 週の所定労働時間が20時間以上
- 2 賃金月額が88,000円（年収106万円）以上
- 3 雇用期間が2カ月超見込まれる
- 4 学生でない
- 5 職場が以下のいずれかに該当
 - ① 従業員が51人以上
 - ② 従業員が50人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

失業給付金を受給したとき



被扶養者が基本手当日額3,612円*以上の雇用保険の失業給付金を受給ようになった。

*19歳以上23歳未満は4,167円（配偶者を除く）、60歳以上または障害がある場合は5,000円。

収入が増えたとき

被扶養者の年間収入が130万円*以上見込まれることになった。または被保険者の収入の1/2以上になった（同一世帯の場合）。



*19歳以上23歳未満は150万円（配偶者を除く。扶養認定日が令和7年10月1日以降）、60歳以上または障害がある場合は180万円（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）。

■ 年間収入は「労働契約の内容に基づく賃金」で判定

*これまで年間収入は「過去の収入・現在の収入・将来の見込み」などがもともとなっていたが、令和8年4月からは上記に変更となり、基本的に繁忙期の増収分などは年収に含まれなくなります。

後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

- 被扶養者が75歳になった。
- 65歳以上74歳以下の被扶養者が一定の障害があると認定された。



など

★ 被扶養者の資格確認は法令に基づき健保組合が定期的に調査しています。ご協力をお願いします。★